

自由が丘駅周辺の公衆喫煙所等の整備について（案）

1 経緯

目黒区では、環境美化の推進のため、平成15年7月に「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」を施行し、自由が丘駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定するとともに、区域内に公衆喫煙所を設けることにより、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境の整備に努めています。

この度、目黒区自由が丘2丁目11番16号（裏面参照）に所在する土地について、目黒区が賃貸借契約を結ぶことが可能となり、公衆喫煙所の整備に向けた検討を行っています。

2 土地の整備方針（案）

土地の後方に公衆喫煙所を設置し、地域と調和のとれた公衆喫煙所となるよう、敷地内の前方に多目的広場を設け、地域に貢献し理解と協力を得ていきます。

3 公衆喫煙所について（案）

公衆喫煙所は、設置工事に伴う近隣への影響及び使用期間等を勘案して、移動が容易なトレーラー型を設置します。

大きさ：長さ3,444mm、幅1,680mm、高さ3,080mm

定員：約6名

内装：床材及び壁面は、難燃性の物を使用し、空気清浄機、エアコン及び灰皿を設置

外装：自由が丘の街のイメージにふさわしい色合いで塗装

その他：多目的広場の地面については、自然土の舗装材で仕上げ、環境に配慮します



トレーラー型公衆喫煙所
（イメージ）

4 多目的広場について（案）

多目的広場は、自然との調和や緑化の推進を踏まえて、植栽やアートなど地域の意向を踏まえながら整備していきます。

また、活用方法としては、日常的には、植栽やアートの掲示などのスペースとして活用し、地域でのイベント等の際には、イベントの会場やアートの発表の場とするなど、地域の意向に添うよう、様々な活用を検討していきたいと考えています。



多目的広場の整備イメージ
【自由が丘未来ビジョンから】

5 維持管理の方法について（案）

公衆喫煙所と多目的広場は、区が直接管理していくこととし、多目的広場の植栽やアート管理については、地域の方と協力・連携していければと考えています。

(1) セキュリティ対策等

敷地の外周（入口以外）は、樹脂製のフェンス（高さ1.2m。下図①）を設置するとともに、入口は、蛇腹式の開閉可能なゲート（高さ1.2m。下図②）を前面道路から1m程度セットバックした位置に設置し、毎朝開錠と毎夜施錠を行い、公衆喫煙所の閉鎖時間に敷地内に人が侵入できないようにします。

防犯対策として、外灯で照らすとともに、防犯カメラを設置します。

(2) 管理方法

公衆喫煙所（トレーラー）の扉及び入口のゲートについては、人の手による開錠及び施錠を毎日行います。

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年1月～ トレーラー型公衆喫煙所設置
公衆喫煙所使用開始
多目的広場整備

以 上



公衆喫煙所整備場所

